

立地適正化計画策定に係る第4回庁内検討委員会でいただいたご意見への対応方針

日時：令和4年7月15日（木）15：00～17：00

場所：朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）

※資料記載内容の確認や、市の取組状況の確認のみの意見は省略しています。

ご意見（要約）	対応方針
●誘導施設・誘導区域等の検討について	
（村沢副委員長）都市機能誘導区域の設定根拠（高齢者の徒歩圏として駅から半径500mを基準にした等）を記載すること。また医療と福祉の拠点エリアの区域を定める理由について精査すること。 朝霞駅周辺の誘導施設について、朝霞駅周辺には病院がないが誘導施設に設定しない理由を教えてほしい。	資料の記載内容の修正については対応します。 病院については、庁内調整により駅周辺に総合病院を誘導する必要はないとの結果になり、誘導施設から除いています。
（宇野委員）国道254号バイパス沿道エリアの区域を定める理由について精査すること。 市長のマニュフェストで朝霞台駅の改修に伴い「市民サービス施設」を設けることを掲げているが、それは誘導施設のどれに該当するのか。	資料の記載内容の修正については対応します。 市民サービス施設は誘導施設の「出張所」が該当すると考えています。
（小嶋委員）誘導施設について朝霞駅周辺ではなく、北朝霞駅周辺には位置付けられているものがある。これは北朝霞駅周辺にあり朝霞駅周辺に書かれていないものは、すでに充足しているからという認識で良いか。	北朝霞駅周辺に複合施設を整備するため、その施設に含まれる施設を位置付けているためです。これらは朝霞駅周辺には整備する予定はありません。
（小嶋委員）商業施設の規模や地域の交流の場の具体的な要件などは検討中ということか。	商業施設の規模等につきましては、第5回庁内検討委員会でお示しします。また、地域の交流の場についてはコミュニティースペース、会議室等をイメージしていますが、具体的なイメージが伝わるよう表現を工夫します。
（小嶋委員）「通学路や住宅地における交通安全対策」は3つのゾーンに跨る施策として位置付けるべきではないか。	ご指摘を踏まえ表現を修正します。
（須永委員）都市機能誘導区域の区域図が示されているが、駅から半径500mなど距離の目安を表現した方が理解しやすいと思う。区域の設定についてその根拠を明確にしておくべきである。	ご指摘を踏まえ区域設定の考え方や根拠を明確にします。

ご意見（要約）	対応方針
（須永委員）公共交通らくらく移動ゾーンの設定要件において、運行頻度の高いバスの定義として「60本以上／日程度」と記載されているが、市民には理解が難しいと考えられるため、「ピーク時の運行本数」など表現を工夫されるとよい。	バスの運行本数については伝わりやすいよう表現を工夫します。60本以上／日は朝霞市独自の設定値であり、1時間に2本以上運行していることを目安としています。
（須永委員）居住誘導区域のうち積極的に居住を誘導するのは「公共交通らくらく移動ゾーン」のみということで良いか。	現時点では市的人口は増加傾向を示し、駅周辺は人口が特に増加しています。そのため駅周辺に対しては現時点では施策は必要ないと考えています。公共交通らくらく移動ゾーンについては、今後も公共交通を維持する観点から積極的な誘導が必要と考えています。
●誘導施策の検討について	
（関口委員）特定用途誘導地区の設定方針で、建物1階部分に店舗を設置した場合には容積率を緩和するとあるが、具体的な内容を教えてほしい。また、その緩和策が本当に必要なのか。	朝霞駅と北朝霞駅の駅周辺には商業系用途が設定されているが、近年マンション建設が進み建物1階部分においてもテナントが入らないような設えになっている場合が多く、商業施設の立地が進まない状況にある。そのため、駅周辺の賑わいを生む観点からも建物1階部分に商業施設が入る設えにした場合には、その分の容積を上乗せするなどのインセンティブを設定することで、商業施設の立地を促していきたいとの考え方から設定している。
（村沢副委員長）市街化調整区域の取組方針として内間木地区とそれ以外の地区に分けていたが、一体的な地区として捉えること。現在はそれ以外の地域では基本的に居住系の土地利用はされていないが、以前は集落が存在していた経緯がある。	ご指摘を踏まえ、取組方針の表現を見直します。
（宇野委員）居住を誘導・維持するための施策をもっと出していきたい。総合計画において、働き世代の定住強化を謳っており、それに関連する取組など各部署で取り組んでいるもの、検討している施策の情報提供をお願いしたい。	居住を誘導するための施策について府内の情報収集を進めていきます。
（須永委員）居住誘導の施策は都市機能誘導の施策に比べ、施策を打つ内容は難しいと思うが、今後も検討を重ねていきたい。特に積極的な誘導を図る「公共交通らくらく移動ゾーン」についてはもっと施策を書き込んでいきたい。特定用途誘導	

ご意見（要約）	対応方針
地区については有効な手法だと考えられるため、設定に向けて調整を進めてもらいたい。	
（小嶋委員）利便性と自然が調和したゆとりの暮らしづーんの基本的な誘導方針①に「道路環境の整備」とあるが、どのような内容を想定されているのか。内容によっては②に含める方が適当と考えられる。	歩いて暮らせる駅ちかゾーンや公共交通らくらく移動ゾーンは、面整備が済んでいる地区が多く道路環境が整っている一方で、利便性と自然が調和したゆとりの暮らしづーんではそうでない地区が存在すること、旧暫定逆線引き地区では区画道路の整備を地区計画で位置付けていることなどを踏まえ「道路環境の整備」を位置付けたが、ご指摘の通り「都市機能を誘導する」目的ではなく「公共交通を含めた交通環境の向上」が目的であるため誘導方針①から②に記載するよう修正します。
（山崎委員長）市街化区域内に内水による浸水箇所が存在するため、課題として書き加えること。また、内水に対する対策内容は下水道部局の施策を追加すること。防災の取組方針の具体的な検討は次回となるため、次回に向けて府内調整をお願いしたい。	ご指摘を踏まえて防災指針の内容を検討していきます。

以上